

## 「布川事件」再審無罪判決に関する会長声明

本日、水戸地方裁判所土浦支部は、1967（昭和42）年8月に茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件、いわゆる「布川事件」について、櫻井昌司氏、杉山卓男氏に対し再審無罪判決を言い渡した。

長年にわたり無実を訴えてきた櫻井・杉山両氏とその家族、支援者、弁護団の皆様の努力に敬意を表する。

本件は、もともと客観的証拠のないまま、あいまいな目撃証言と両名の自白に基づいて起訴された事件であった。再審開始前の確定審においては、両名の自白に信用性があるとされて無期懲役刑が確定していた。

しかし、再審請求審に多くの新証拠が提出され、特に多数の検察官手持ち証拠が開示されたことによって、目撃証言は捜査官の誘導によって歪められたものであったこと、自白と客観的証拠が合致せず、自白には信用性がないことなどが明らかにされ、本日の無罪判決に至ったものである。

本件においては、自白偏重の捜査、別件逮捕・勾留を利用した密室における長時間・長期間の取調べ、自白の温床となった代用監獄の弊害など、冤罪の原因とされる刑事司法の問題点が典型的にあらわれている。特に、確定審において、一部録音された自白テープが自白の信用性を高める作用を果たしていたこと、また、後に開示された自白テープに編集痕が明らかになったことは、取調べの全過程可視化を制度化する必要性が高いことを示している。

また、本件では、再審請求審になってはじめて、未提出証拠の中から多数の無罪方向の証拠が開示され、再審無罪判決の有力な根拠となった。真実の発見と冤罪の防止のためには、全面的な証拠開示がいかに重要であることを示している。

この冤罪事件により、櫻井・杉山両氏は約44年の長きにわたって強盗殺人犯の汚名を着せられてきたものであり、その苦痛は筆舌に尽くしがたいものがある。検察官が本判決を謙虚に受け止め、控訴することなく確定させ、両氏を被告人の地位から解放することを強く要請する。

さらに、このような冤罪の悲劇を二度と繰り返さないため、司法関係者が冤罪の原因を真摯に反省・分析し、取調べの全過程可視化、代用監獄の廃止、全面証拠開示の制度化など冤罪を生まない刑事司法の実現に取り組むことを強く求めるものである。

2011（平成23）年5月24日

茨城県弁護士会

会長 佐藤大志